

# 藤里町教育大綱

こころ豊かな未来を担う人づくり

令和7年2月

藤 里 町

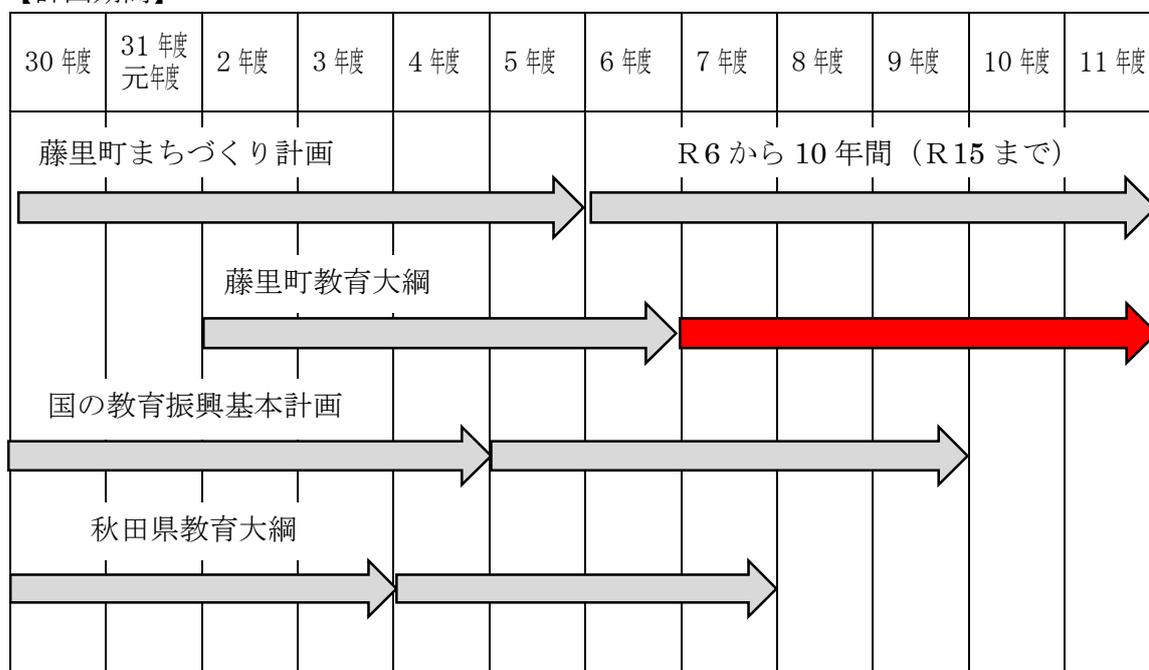
## 1 教育大綱の位置づけ

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を踏まえ、藤里町まちづくり計画の基本理念と望ましい将来像に沿って、豊かな子育て・教育を推進し、子どもから高齢者まで、生涯にわたる学習、学びの機会・環境を提供するため、本町教育の基本理念、基本方針を定めるものです。

## 2 大綱の期間

本大綱が対象とする期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、必要に応じ、教育大綱の内容を見直すこととします。

### 【計画期間】



## 3 基本理念

藤里町の教育は、学校、家庭、地域、行政の横の連携・協働を通じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成し、児童生徒一人一人の「生きる力」を確実に育みます。

また、生涯学習を通して、多様なニーズに応じた学習機会を充実させるとともに、スポーツに親しむ機会の提供と活躍の場を支援するほか、郷土の歴史や文化を体験、習得できる環境づくりを進めます。

そして、教育を通じて、魅力ある人づくりを進め、持続可能な町・ふじさとの実現を目指します。

## 4 基本方針

---

### (1) 豊かな人間性を育む教育の推進と教育環境の整備・充実

- ☆確かな学力を身に付け、自ら学び、考え、行動することのできる子どもを育成します。
- ☆町の恵まれた自然資源・環境、地域産業、生活・文化を生かしたふるさと教育を「町づくり学」として推奨し、創造性と郷土愛に満ちた子どもたちを育成します。
- ☆9年間の系統的な外国語教育を推進し、グローバルな視野と豊かな表現力を育成します。
- ☆幼・保・義務教育が一貫した目標の下で切れ目のないきめ細やかな保育と教育が行える環境整備を推進します。
- ☆デジタル技術の発展と教育のグローバル化に対応するために、ICT機器の充実を図り、情報を効果的かつ効率的に取得し活用する力を育成します。
- ☆安心して学べる環境を整備し、学習意欲の向上や学習習慣の形成に努め、一人一人の子どもの状況に応じた保育、特別支援教育の充実を図ります。
- ☆就学意欲のある者への進学機会確保のため、その支援の充実を図ります。

### (2) たくましく生きるための豊かな心と健やかな体の育成

- ☆子どもたちが社会生活を送る上での基礎となる、規則を守って行動でき、自他を尊重し、お互いを思いやる心を育成するとともに、いじめを見逃さない環境をつくります。
- ☆学校・家庭・地域の積極的な連携と協働により、子どもと家庭を支援する体制の充実を図ります。
- ☆生涯にわたり健康的な生活が実現されるよう、学校保健体育、クラブ活動、食育、学校給食等の充実により、子どもの心身の健康保持・増進を図ります。

### (3) 生涯学習での仲間づくりや芸術・文化・スポーツに親しむ機会づくり

- ☆芸術・文化活動の推奨と、住民ニーズに対応した多様な学習機会の提供・充実、また、その成果の発表・展示等により生涯学習の活性化を図ります。
- ☆文化財・郷土芸能を学ぶ機会等の拡充により、文化財・郷土芸能に対しての意識の醸成を図り、その伝承に努めます。
- ☆スポーツに親しむ機会や活躍の場の提供により、健康増進を図れるようスポーツ環境整備に努めるとともに、スポーツ団体の育成等に努めます。

## 5 各施策

---

### (1) 創造性と郷土愛に満ちた子どもの育成

- ・課題を追究する過程を通じて学んだことを生かしながら、児童・生徒が町づくりへ参画する「町づくり学」の推進
- ・ICTを活用した遠隔地との交流や、地域の魅力を発信する活動の推進
- ・コミュニティ・スクールを核とした、地域と学校をつなぐ体制の強化

### (2) グローバルな視野と豊かな表現力の育成

- ・幼稚園から義務教育までの系統的な外国語教育の推進
- ・義務教育学校における外国語の専科教員による指導と、ネイティブスピーカーとのティーム・ティーチングの充実
- ・外国語を始めとする異文化への興味・関心を高め、コミュニケーション力を育成するための町営英語塾の充実と、英検の受検促進

### (3) 一人一人の子どもの状況に応じた保育、特別支援教育の充実

- ・育児環境の確認や必要に応じた支援を行う、保健師と保育士による「乳児家庭全戸訪問事業」の推進
- ・特別支援教育支援員の手厚い配置による、子どもが安心して学べる環境作りの推進
- ・子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連携調整等を総合的に行う「利用者支援事業」の推進
- ・関係機関と連携しながら児童生徒に必要な支援を組織的・計画的に行う「適応指導教室」の運営

### (4) 子どもを育み、家庭を支援する体制の充実

- ・妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を行う「子育て世代包括支援センター」に児童福祉機能を統合した「こども家庭センター」を開設し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に支援を実施
- ・乳幼児と保護者の交流促進や育児相談等を実施する「藤里町子育て支援センター事業」の充実
- ・藤里幼稚園の園児・保護者及び藤里学園の児童・生徒・保護者を対象とした「家庭教育教室」の実施
- ・保護者の就労を支援する保育体制の充実  
「延長保育」「一時預かり」「預かり保育」「放課後児童健全育成事業」など

(5) 生涯学習と社会教育の振興

- ・夏休みの児童・生徒を対象とした公民館事業「少年教室」の充実
- ・「藤里町子ども読書活動推進計画」に基づいた事業の推進
- ・地域学校協働本部による学校・家庭・地域における教育活動への支援
- ・芸術文化協会、生涯学習奨励員連絡協議会、各種公民館サークルへの活動支援を通じた、多様な学習機会の確保と指導者の育成
- ・豊かな生活を送るための学習機会の提供と活動の活性化  
「成人教育」「ふじこま大学」「和友教室」など

(6) スポーツの環境整備と団体の育成

- ・各種町民向けスポーツ大会の開催による、スポーツ活動の振興
- ・スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ協会などへの支援を通じたスポーツの環境整備
- ・中学校部活動の地域展開に向けた環境整備